

JASTPRO

2024年3月 第538号

目次

国連CEFACTニュース紹介（JASTPRO仮訳版）：新・国連ECE勧告.....1 国内貿易円滑化機関への民間セクター参加を強化（2023年11月21日） New UNECE recommendation to strengthen private sector participation in National Trade Facilitation Bodies (21 November 2023) 専門調査員 何 スカーレット	
各国のシングル ウィンドウを地域で連携して広域化を図る.....8 —国連CEFACTでガイドライン作成進行中— シニア アドバイザー 渡邊 浩吉	
経済安全保障における原産地規則の役割.....12 ～各論：米国の原産国決定事例 と 総括～ 主席研究員 今川 博	
国連CEFACTからのお知らせ.....20	

— JASTPRO広報誌電子版のご案内 —

当協会ホームページにてJASTPRO広報誌をバックナンバーも含め電子版でご覧いただけます。

<https://www.jastpro.org/pages/101/>



一般財団法人 JASTPRO (ジャストプロ)
日本貿易関係手続簡易化協会

JASTPROコード | 国連CEFACT活動 | 月刊JASTPRO | 調査研究

月刊JASTPRO

🏠 トップページ > 月刊JASTPRO

2023年度

📄 月刊JASTPRO 9月号 (2023-09-15 · 5028KB)

2023年9月号 (第532号)

- JECホームページ 見どころ紹介

事務局

— 国連CEFACT 日本委員会 (JEC) ホームページのご案内 —

JECホームページでは、国連CEFACTの成果物（勧告やエグゼクティブガイド等の日本語対訳版）や国連CEFACT及び日本委員会の組織概要や活動内容をご覧いただけます。

<https://www.jec-jastpro.org/>



ホーム | 活動報告 | 解説 | エグゼグティブガイド | 勧告 | ホワイトペーパー
標準・LOCODEメンテナンス | ライブラリ | AFACT | アーカイブ

国連CEFACTについて | JECについて | ESGトピック | TFトピック | お問い合わせ | お知らせ一覧

国連CEFACT 日本委員会 (JEC)
Japan Trade Facilitation and E-Business Committee
supporting UN/CEFACT

国連 CEFACT ニュース紹介（JASTPRO 仮訳版）：
新・国連 ECE 勧告 国内貿易円滑化機関への民間セクター参加を強化（2023 年 11 月 21 日）
New UNECE recommendation to strengthen private sector participation in National Trade Facilitation Bodies (21 November 2023)

専門調査員 何 スカーレット

貿易の世界には、立場や役割、機能が大きく異なるプレイヤーがたくさん存在しており、非常に複雑なネットワークが形成されています。そんな中で円滑な貿易を進めるためには、多岐にわたる利害関係者間の調整が欠かせません。今回の国連 CEFACT ニュース紹介（2023 年 11 月掲載分）では、この課題に対する有効なソリューションとして勧告された「国内貿易円滑化機関」について、民間セクターによる積極的な参画の重要性にフォーカスした最新の勧告第 48 号についてご紹介します。

オリジナル記事は右の QR コードまたは以下の URL からご覧いただけます。

<https://unece.org/media/trade/uncefact/news/385583>



Strong private sector engagement positively impacts the relevance, legitimacy, and credibility of national trade facilitation bodies (NTFBs) and encourages a business-centric approach to trade facilitation. Over the past several years, governments, donors and international organizations have invested in establishing such bodies and currently they exist in many countries around the world.

民間セクターの強力な関与は、国内貿易円滑化機関（National Trade Facilitation Body、以下 NTFB、※1）の妥当性、正当性、信頼性にポジティブな影響を与え、貿易円滑化に対するビジネス中心のアプローチを促進します。過去数年にわたり、政府や援助機関、国際機関はこのような機関の設立に投資しており、現在では世界の多くの国に存在しています。

According to the latest 2023 [United Nations Digital and Sustainable Trade Facilitation Survey](#), 111 out of 163 respondent economies have established NTFBs and 37 have partially established NTFBs. In the UNECE region, 31 out of 48 countries have established NTFBs and 9 have partially established NTFBs.

最新の 2023 年国連デジタルおよび持続可能な貿易円滑化調査によると、回答した 163 カ国中 111 カ国が NTFB を設立し、37 カ国が部分的に設立しています。UNECE 地域では、48 カ国中 31 カ国が NTFB を設立し、9 カ国が部分的に設立しています。

※1：国内貿易円滑化機関（NTFB）とは

NTFB は、主に政府と貿易関係者に向けて貿易プロセスにおける規則や手続きに関する障害を特定し、対策を練るための開かれたフォーラムを提供します¹。NTFB という概念は、国

¹ UNECE, “National Trade Facilitation Bodies,” TRADE FACILITATION IMPLEMENTATION GUIDE, accessed February 19, 2024, <https://live-tfignew.pantheonsite.io/domains/consultation-and-cooperation-domain/consultation-and-cooperation/national-trade-facilitation-bodies/>.

連 CEFACT によって 1974 年に勧告第 4 号として提起されました。さらに、2017 年に発効した世界貿易機関 (WTO) の貿易円滑化協定(TFA)第 23.2 条により、署名国は国内における TFA 条項の実施と協力を促進するために貿易の円滑化に関する委員会を設置しなければなりません²。この規定は各国の NTFB の設立に大きな助力になりました³。

なお、日本においては当協会が 1974 年に NTFB として登録され、WTO/TFA 関連に限って外務省が Liaison Conference on Trade Facilitation として追加登録されています⁴。

NTFB の役割は、フォーラムを提供することの他、政府に対する貿易手続関連規制やプラクティスの提案、将来の貿易関連の投資の政策勧告の作成、貿易促進の方法とメリットへの認識向上、二国間および地域的・多国間レベルの貿易促進交渉のサポートなどがあります⁵。組織体制は各国の状況によって異なるため単一の組織デザインというものはありませんが、体制や関係者、資源という三つの側面から NTFB のあるべき姿が述べられています。そして、公共セクターと民間セクターの関与バランスは重視されており⁶、勧告第 48 号はまさにこの「民間セクターの関与の重要性」がテーマです。また、関連する勧告である第 40 号においては、「政府と民間の効率的な協議」をテーマとして、柔軟、透明、公平、参加型であることを確保するための基本原則が解説されています⁷。

Yet not all NTFBs are successful in securing active private sector engagement due to multiple barriers, such as the cost of in-person participation, knowledge and language gaps, conflicting interests and perspectives, lack of reputation, lack of political commitment to the NTFB, lack of feedback and results.

しかし、すべての NTFB が民間セクターの積極的な関与を確保することに成功しているわけではありません。その理由は、対面参加にかかる費用、知識や言語のギャップ、利害や見解の対立、評判の欠如、NTFB に対する政治的コミットメントの欠如、フィードバックや成果の不足など、複数の障壁があるためです。

² 外務省. “貿易の円滑化に関する協定”. 外務省. 2018-09-04.

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page1w_000187.html#article23. (参照 2024-02-19)

³ UNECE, “Setting up a National Trade Facilitation Body: Introduction,” TRADE FACILITATION IMPLEMENTATION GUIDE, accessed February 19, 2024, <https://tfig.unece.org/suggested-itineraries/setting-up-a-national-trade-facilitation-body/introduction-2/>.

⁴ JASTPRO はこちらの報告やウェブページにて掲載されています：

1. “National Trade Facilitation Committees: Beyond Compliance With the WTO Trade Facilitation Agreement?,” *United Nations*, 2017, https://unctad.org/system/files/official-document/dtltlb2017d3_en.pdf, pp.17.

2. “National Trade Facilitation Committee Japan,” UNCTAD, n.d., <https://unctad.org/topic/transport-and-trade-logistics/trade-facilitation/national-trade-facilitation-bodies/country-detail?country=JP>.

⁵ UNECE, “Setting up a National Trade Facilitation Body: Benefits of whole of government approach,” TRADE FACILITATION IMPLEMENTATION GUIDE, accessed February 19, 2024, <https://tfig.unece.org/suggested-itineraries/setting-up-a-national-trade-facilitation-body/benefits-of-whole-of-government-approach/>.

⁶ UN/CEFACT, “Recommendation No. 48: Private Sector Participation in National Trade Facilitation Bodies,” November 2023, accessed February 19, 2024, <https://unece.org/sites/default/files/2023-09/ECE-TRADE-C-CEFACT-2023-07E.pdf>.

⁷ UNECE, “Setting up a National Trade Facilitation Body: Organizational aspects of an NTFB,” TRADE FACILITATION IMPLEMENTATION GUIDE, accessed February 19, 2024, <https://live-tfignew.pantheonsite.io/suggested-itineraries/setting-up-a-national-trade-facilitation-body/organizational-aspects-of-an-ntfb/>.

Given this context, the new recommendation (Recommendation No. 48) adopted at the 29th Plenary of the United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business (UN/CEFACT) provides guidance on how to actively strengthen access to NTFBs for private sector representatives, to encourage private sector representatives to engage and to strengthen the impact of NTFBs for the private sector, as well as to harness the benefits of their participation for countries' overall progress towards the Sustainable Development Goals.

このような背景を踏まえ、貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター（国連 CEFACT）第 29 回総会で採択された新しい勧告第 48 号（※2）は、民間セクター代表の NTFB へのアクセスを積極的に強化し、民間セクター代表の参加を促し、民間セクターにとっての NTFB の影響を強化するとともに、持続可能な開発目標に向けた各国の全体的な進捗に NTFB の参加メリットを活用する方法についてのガイダンスを提供しています。

A motivational driver for governments to set up such a body is the implementation of the World Trade Organization (WTO) Trade Facilitation Agreement (TFA), which entered into force in 2017. Pursuant to Article 23.2 of the TFA, governments must set up a national committee for the implementation of the TFA or entrust this function to an existing body.

政府がこのような機関を設立する原動力となったのは、2017 年に発効した世界貿易機関（WTO）貿易円滑化協定（TFA）の実施です。TFA 第 23 条第 2 項に従い、各国政府は TFA 実施のための国内委員会を設置するか、既存の機関にこの機能を委託しなければなりません。

The new recommendation lists six basic principles to be met for trade facilitation consultation approaches, including for NTFBs: partnership and trust, transparency, managing differences of opinion and interests, results orientation, consultations as an iterative process with respect for time and timing, and accountability and responsibility.

新しい勧告は、NTFB を含む貿易円滑化協議のアプローチについて、1) パートナーシップと信頼、2) 透明性、3) 意見と利害の相違の管理、4) 結果志向、5) 時間とタイミングを尊重した反復プロセスとしての協議、6) 説明責任（accountability）と履行責任（responsibility）という、満たすべき 6 つの基本原則を挙げています⁸。

Enhanced engagement with the private sector offers multiple benefits. First of all, consultation with the private sector leads to holistic solutions that respond better to actual trade facilitation needs and problems. The private sector has direct, first-hand knowledge of bottlenecks and inefficiencies and can provide meaningful input on the pros and cons of government regulations and procedures.

民間セクターとの関係強化には、複数の利点があります。第一に、民間セクターとの協議は、実際の貿易円滑化のニーズや問題によりよく対応する総合的な解決策につながります。民間セクターは、ポ

⁸ これら 6 つの基本原則は勧告第 40 号にて挙げられたもので、第 48 号でも引用されて本文に組み込まれています。

トルネックや非効率性を直接的に熟知しており、政府の規制や手続きの是非について有意義な意見を提供することができます。

Secondly, private sector representatives can share their knowledge of solutions and practices with the government, such as those gathered from piloting new technologies like artificial intelligence (AI), blockchain technology and the internet of things (IoT). Involving and learning from the private sector can increase innovation within the public sector and promotes fresh thinking.

第二に、民間セクターの代表者は、人工知能（AI）、ブロックチェーン技術、モノのインターネット（IoT）等の新技術を試験的に導入することなどのソリューションや実践に関する知識を政府と共有することができます。民間セクターを巻き込み、そこから学ぶことで公共セクター内のイノベーションを高め、斬新な考え方を促進することができます。

Thirdly, the private sector is an invaluable contributing partner in trade facilitation. This refers both to the private sector internalizing and taking responsibility for compliance, as well as their ability to contribute information and data for problem identification and decision-making.

第三に、民間セクターは貿易円滑化に貢献する貴重なパートナーです。これは、民間セクターがコンプライアンスを内面化して責任を負うことと、問題の特定や意思決定のための情報やデータを提供する能力の両方を意味します。

Fourthly, encouraging women-led businesses and their representatives to participate in NTFBs would enable a gender-inclusive approach to trade facilitation initiatives.

第四に、女性主導のビジネスとその代表者の NTFB への参加を奨励することで、貿易円滑化イニシアティブに対してジェンダーインクルーシブなアプローチが可能になります。

Finally, it is well known that the legitimacy and acceptance of decisions and reforms is often contingent upon private sector consultations. A trusted dialogue is key to overcoming resistance to change from certain stakeholders.

最後に、意思決定や改革の正当性やそれらが受け入れられるかどうかは、しばしば民間セクターとの協議次第であることはよく知られています。信頼できる対話は、特定の利害関係者による変化に対する抵抗を克服する鍵です。

※2：勧告第 48 号の詳細

この勧告は、1974 年の第 4 号、2015 年の第 40 号に続き、2023 年 11 月に公開された NTFB に関する勧告の最新号です⁹。第 4 号と第 40 号では、すべての関係者の立場と意見を受け入れ、合意と協力、協調を追求する NTFB の設立と官民協議の重要性を主旨としていました。

⁹ UNECE, “Summary of UNECE – Trade Facilitation Recommendations,” *UNECE*, February 2024, accessed February 19, 2024, https://unece.org/sites/default/files/2024-01/ECE_TRADE_475E_CF-Rec-Summary-2023-Edition.pdf.

これに続く第 48 号の目的は、NTFB の活性化とその影響力を強化するために、民間セクターによる積極的な関与の重要性を政府に伝えることです¹⁰。

勧告では、本ニュースで触れられた民間セクターの積極的な関与のメリットと障壁のリストアップにとどまらず、それを促進するためのグッドプラクティスも詳しく説明されています。グッドプラクティスはモチベーション、アクセス、インパクトの三つに分類され、それぞれにおける具体的な行動が提案されています。

「モチベーション」は民間セクターへのエンパワーメントとインセンティブにより構成されます。エンパワーメントは、NTFB において民間セクターが公共セクターと同様に重要な関係者である認識させることです。活動計画の段階からの関与や実施時のリードを任せることも一案です。また、NTFB 活動への参画には金銭的なメリットは少なく、それ以外のインセンティブを用意する必要もあります。これについては、NTFB に参加する関係者から共有される経験や知識、ソリューション、公共セクターに関する最新情報、他業者や政府機関との直接交流の機会などが、民間セクターに対する有力な誘因になるとしています。

「アクセス」は民間セクターに対する NTFB のオープンさの度合いも意味しており、民間セクターが NTFB において代表的な役割を担えるようにするためのプラクティスです。参加する民間セクターのバリエーションを拡大することで、より多方面の意見を集めることができ、その包括性も強化されます。また、より具体的な手段として SNS 等の活用によって NTFB の活動を広く発信し、NTFB に参画するためのチャンネルを増やすことも推奨されます。

最後の「インパクト」は、民間セクターの利害を計画に組み込み、パフォーマンス管理を改善することによって NTFB の影響力と正統性を向上させることです。そのため、NTFB のビジョンと事業計画には民間セクターが得られる具体的な利益に関する明確な目標を設定すること、事業計画で定めたベンチマークと指標で計画の実施状況を追跡することが重要です。他にも、関係者による不満の放置や非効率性には NTFB からの離脱の原因となるため、それを防ぐための適時適切な評価と継続的な改善が求められます。

This new recommendation builds on previous [Recommendation No. 4](#), which stressed that governments and the trading community should aim to establish NTFBs that embrace the views and opinions of all stakeholders and pursue agreement, cooperation and collaboration. Furthermore, [Recommendation No. 40](#) presented basic principles for trade facilitation consultation approaches and highlighted the importance of NTFBs to facilitate private-public dialogue.

この新たな勧告は、政府及び貿易コミュニティは、全ての利害関係者の意見と見解を受け入れ、合意、協力及び協調を追求する NTFB の設立を目指すべきであると強調した前回の勧告第 4 号（※3）を基礎としています。さらに、勧告第 40 号では貿易円滑化協議アプローチの基本原則を提示し、官民対話を促進する NTFB の重要性を強調しました。

¹⁰ UN/CEFACT, "Recommendation No. 48: Private Sector Participation in National Trade Facilitation Bodies," November 2023, accessed February 19, 2024, <https://unece.org/sites/default/files/2023-09/ECE-TRADE-C-CEFACT-2023-07E.pdf>.

※3：勧告第4号の概要

勧告第4号¹¹は、NTFBの重要性、メリット、役割、実際の設立のガイドラインなどで構成されています。「※1：NTFBとは」で少し触れた通り、本勧告では体制や関係者、資源という三つの側面からNTFBのなすべき姿が示されています。NTFBが役割を果たすためには、公共セクターと民間セクターの貿易業者、同じく民間セクターの貿易サービス業者の密接な連携が必要です。貿易に直接関係する機関・団体・従業者のほか、物流業者や民間研究機関、認証機関、銀行、保険業者の関与や参画が望ましいとされます。多分野からの参画によって幅広い視点からの解決策が期待できます。

NTFBは、戦略・運営・技術の3つのレベルで構成されます。戦略レベルには理事会が置かれ、NTFBを立ち上げた政府または民間セクター、貿易と政府のパートナーシップといった主導機関のアドバイスに沿った貿易円滑化推進計画の実施、成果の報告を担当します。運営レベルは事務局が担います。常勤職員と公共/民間セクターからの出向職員などで構成され、計画を達成するための実務を行います。最後に、技術レベルには貿易業界からの代表者や関連分野のコンサルタント、貿易に関する専門家により構成される特別作業部会が設置され、NTFBが定めた専門的な作業を行います。

資源、特に資金は民間セクターからの支援や政府からの補助金、用品などの現物支援、貿易業界とNTFB活動から得られる収入などが考えられます。資金調達が困難な場合、関連する政府部門からNTFBへ職員を派遣することなど、金銭的ではないソリューションも必要となります。

※勧告第4号の翻訳をJECホームページに掲載しております。以下のURLよりご覧ください。<https://www.jec-jastpro.org/勧告/貿易円滑化-tf/>

勧告第40号の概要

勧告第40号では、貿易関係業界と政府との協議の理想像やその原則、協議の形式とレベルが述べられています¹²。また、理想的な協議に達しているかどうかを確認するためのツールボックスとチェックリストが付属しています。この勧告は国内での貿易に関わる利害関係者間の協議を対象として想定していますが、国内の特定地方または隣国も含まれた地域、様々な規模の協議にも適用可能と考えられます。

理想的な協議には6つの原則があります。一つ目はパートナーシップと信頼の構築です。参加者がお互いのことを平等だと認識し、それぞれの意見やニーズを尊重、理解することが

¹¹ UNCEFACT, "Recommendation No. 4: National Trade Facilitation Bodies," 2015, accessed February 22, 2024, <https://unece.org/sites/default/files/2023-09/ECE-TRADE-C-CEFACT-2023-07E.pdf>. 日本語対訳版：
<https://57a9a4ea.viewer.kintoneapp.com/public/file/inline/189725b6baf4f7c45d6abf4cf2aa0e1642912fdcde62d03c7603cf66821342a/202308250729275338E0343F64431C8E0327EFCB31BDAB077>

¹² UNCEFACT, "Recommendation No. 40: Consultation approaches Best Practices in Trade and Government Consultation on Trade Facilitation matters," 2015, accessed February 26, 2024, https://unece.org/sites/default/files/2023-10/Rec40-ECE_TRADE_C_CEFACT_2015_9E_Rev1.pdf.

大事です。また、パートナーシップと信頼は時間をかけて築き上げられるものであり、長時間にわたってそういった行動を取り続ける必要があります。

二つ目は透明性です。関係者間の情報共有を迅速化することで、他の関係者の抱える課題やアイデアを早期に把握して、協議の準備を効率化することができます。一部の関係者においては、まだ確定していない計画や方針を表に出すことは難しいかもしれません。しかし、十分に共有されないまま当局のみで決定された内容で協議を行うことは、他の関係者が自身の意見が除外されたという疎外感を与える結果となり、協議が上手くいかない原因になることもあります。

三つ目は、意見や利害の相違への対応です。パートナーシップと信頼の構築と同じように、すべての関係者の意見が協議の場で示されることが重要です。このプロセスでは、少数派が不利になる可能性も考慮に入れながら、全体的視点を維持できるように全当事者がそれぞれの関心事項を表明し、多数派への偏りを回避することが重要としています。

四つ目は、成果指向であることです。言い換えると、協議の最終目標は実際に成果を出すことです。関係者は、対話の焦点となる重要な構想や優先事項を特定し、可能な限り当事者全員の需要を満たし、かつ達成可能な成果を目指す対話を行う必要があります。こういった対話を進展させるためには、協調と妥協が重要な要素であることにも触れられています。

五つ目は、協議が時間とタイミングを考慮した反復プロセスであると認知することです。協議は単発のイベントとして開催されることもありますが、多くの国において貿易関係業界は小規模な傾向にあり、どのようなテーマの協議でも同じ人たちが代表として出席することがあります。つまり、個別の協議はより広く長期的な協力体制の中で行われているものであるという考え方です。この枠組みにおいて、全ての当事者が定期的に利害関係者と連絡を取り合い、計画や変更を常に把握できる体制によって一貫したコミュニケーションを通して成功の確率を高めることができますようになります。

最後の原則は、説明責任と履行責任です。これらは協議の主催者だけではなく、協議の参加者すべてが背負うものです。参加者は三つ目の原則に沿って他人の意見と立場を尊重、理解し、責任を持って行動する必要があります。また、協議の結果は正式に発表し、利害関係者全員が確認できなければなりません。作成される報告書は、読みやすく分かりやすい（専門用語や頭字語ばかりではない）ものであるべきで、協議プロセスを通じて到達した具体的な成果を明確にするとともに、すべての関係者からのインプットがどのように検討され、決定に際してどのように活用されたのかが分かる必要があります。

各国のシングル ウィンドウを地域で連携して広域化を図る —国連 CEFACT でガイドライン作成進行中—

シニア アドバイザー 渡邊浩吉

シングル ウィンドウの相互運用を地域の経済共同体で活用する Regional Single Window

SWAM（シングル ウィンドウの評価方法）を活用して各国のシングル ウィンドウの能力を向上させる目的の一つはその相互運用性の実現で、シングル ウィンドウを国境を越えて相互に連携させることにより貿易全体がカバーできるようにすることであると先月号で紹介させていただきました。

現在国連 CEFACT のシングル ウィンドウ ドメインでは、このテーマを地域シングル ウィンドウ（RSW：Regional Single Window）のガイドラインとして、その創設までの段取り、発展した暁に実現しうる機能などの取りまとめが進んでいます。この状況に対応し、筆者の私見を中心にコメントを出しておりますが、本記事では具体的に現在どのようなコメントを提出しているのかについて、簡単に説明させていただきます。

CEFACT で検討を進める中で必要に応じ適宜対応して参る所存です。

(説明) 草案では RSW が構築され成熟するまで次のような区分で説明される予定となっております。

- ① 地域協力体制（Regional Cooperation）の各レベルに応じた法的、財政的な RSW の環境づくり。
 - Country-level（二国間協定レベル）
 - Community/association/alliance-level（共同体/協会/連合レベル）
 - Union-level（関税同盟のような同盟レベル）
- ② RSW は統計や規則など「非リアルタイム」のデータ共有から開始される。
- ③ RSW を強化し、「リアルタイム」で輸出手続きデータを取扱う。

輸出申告情報に付き予め輸入国税関に許可の可否を問い合わせ、輸出国で輸出に問題が無くても輸入国で拒否される輸出申告には輸出許可を出さないような仕組みを構築する。
- ④ 各国 NSW の機能をできる限り標準化した地域汎用機能を RSW に持たせ、RSW を、NSW に代わり域内利用者に窓口業務を統一して直接提供する”Full Front Platform”に衣替えする。逆に NSW は RSW でカバーしきれない各国特有のサービスにつき RSW に補完機能を提供する。輸出入申告も各国の利用者が各国の NSW に対して実行するのではなく、RSW に対して、地域統一申告フォーマットで実行する。これが”One Single Regional Declaration”となる。

1. 上記③の輸出申告情報を輸入国税関に回付し、事前に輸入に係る consent を取ってから輸出許可を発給するという点については二つの問題点がある。

- (1) 地域にもよろうが、輸入国税関で輸入が許可されないケースは全体から見てかなり少ないかと推測される。然りとすれば、事前に輸入国税関からの輸入の consent を待つ仕組みにより、輸

出許可発給が全体的に遅れるのでは、貿易円滑化にならないのではないかと危惧される。

- (2) 輸入不許可案件でないことを契約前に必要に応じ輸入国税関に確認するのは、契約当事者である輸入者の義務で、輸出申告の段階になってから輸出国税関が輸入国税関に確かめるものではない。輸出入国税関相互で直接確認を取る仕組みにするのであれば、船積貨物の準備が完了した輸出申告の時点では遅すぎる。輸出者は契約前に輸出国税関に輸出予定案件を連絡、税関は輸出に問題ないこと確認の上、輸入国税関に輸入にも問題ないことの確認をとる仕組みにしないと、トラブル回避にはならない。だが、これでは官民の手間が増えることになり、費用対効果が懸念される。

この問題は RSW レベルではなくグローバルレベルで対応することとし、勧告 38 号で提言されている貿易情報ポータル(TIP: Trade Information Portal)の精度を各国が独自に設定する輸入許可基準に相当するレベルまで上げ、常にアップデートの上、定型に従い TIP に掲載する方が高い実効性を得られると考える。当該取引に懸念点があれば輸出者が契約前に輸入国の TIP で確認すれば済むこととなる。

2. 商用情報の守秘義務

- (1) 輸出入者は相互に契約に係る守秘義務を持つ。ただし法の定めにより、契約から発生した船積内容を、輸出入者が輸出入国税関にそれぞれ申告する。輸出入税関は申告内容、貨物調査内容について第三者に漏洩させない守秘義務を持つ。ここまでが守秘義務の通常の相互関連となる。
- (2) EU のような関税同盟では税関間以外に対する厳密な守秘義務を保証した上で、通関の安全性、適正性、迅速性を実現するため、輸出申告内容を輸出国税関が輸入国税関に事前に連絡する仕組みが構築されており、輸出入者も事前に同仕組みを了解した上で貿易取引が行われる。
- (3) ASEAN は関税同盟ではないが、個別に受け入れを合意した国の間でアセアン税関申告情報(ACDD: ASEAN Customs Declaration Document)として輸出申告の一部が輸入国税関に連絡される仕組みをもっている。合意の中には守秘義務も盛り込まれているようだが、それを補完するためか、案件ごとに輸出申告者が ACDD 発行に合意すること、開示項目を 15 に絞ることが取り決められている。従って関税同盟以外でも加盟国間の個別の合意で輸出申告の内容を輸入国税関に事前連絡する仕組みを作れないことはない。

3. 地域協力体制 (Regional Cooperation) の進展に伴う RSW の進展

- (1) 貿易手続きに関連した LPCO¹の取扱いを充実させるところまでは RSW の成熟の度合いとして評価することが妥当と思われる。またこれを世界の多くの地域に定着させる努力も RSW ガイドラインとして積極的に取り組めるテーマと考える。しかし輸出申告情報の輸入税関への直接連絡は、一部 ASW のようなケースとして RSW の活用の中に取り込むことができる部分もあるが、基本的には Regional Cooperation が関税同盟のような形に進展し、域内の通関処理に係る仕組みの中に、守秘義務要件と共に組み込まれるような形で対応されるべきテー

¹ License、Permit、Certificate、Others の頭文字をとった略号。規制文書 (Regulatory Documents)

マであろう。

- (2) 更にその先の、上記④Full Front Platform、Regional Single Declaration となると、RSW をどのように調整し工夫しても、RSW の発展形として実現できるものではない。しかし Regional Cooperation の形が Union-level になると、一気にこれらが実現する可能性が出てくる。従い Union-level をめざすことは大変有意義であると、RSW と関連させて提案することは考えられよう。Union-level では、RSW は必然的に独立した物理的な中央システムとなろう。その意味でも Regional Cooperation がどのようなレベルにあるかと関連させて RSW を論じることが大切となる。

4. LPCO など Regulatory Document ではない Commercial Document 商用文書の取扱い

現在の草稿は基本的に輸出入申告およびその他の規制文書の取扱いを中心に記述されているが、RSW の成熟段階に関連して商用文書の取扱いについても記載される。Commercial Documents に係る課題については、纏めて以下の通りコメントを提出している。

貿易はもともと民間が実行するもので、政府は貿易の実行を管理する立場にある。シングル ウィンドウは、貿易管理の効率化の観点から貿易手続の窓口を一本化するものだが、窓口一本化は利用者側にも好ましく、官民両側の効率向上に有益という事から、世界各地でシングル ウィンドウ構築が推進された。しかし貿易文書には主目的が取引を履行するために作成されるものも多々あり、これらをシングル ウィンドウに乗せるのは当初から困難であることが指摘されてきた。

改めてその理由を整理すると次の通りとなろう。

(1) 技術面の課題

- ① シングル ウィンドウ連携を使用して文書の交換をするためには、標準フォーマットが必要となる。原産地証明など公的文書は書式があるので、フォーマットの標準化は容易だが、インボイスなどの民間文書は内容やボリュームが多様で標準化が難しい。この課題への対応には決定的なものが無く、送受信両側の違ったフォーマットの項目ごとに紐付けをするマッピングは規模が大きくなると不都合になり、文書を使わなければ標準化もいないということでデータだけをデータパイプラインで送るとしても、輸出入通関で求められた時、あるいは法定期間の保存には可視化が必要で、文書に落とし込まなければならない。
- ② UN/CEFACT の勧告 1 号は UN Layout Key で、これは帰納法的に標準フォーマットを創作するのが困難なところを、ある程度の経験則から民間文書も含めて標準フォーマットの既成版を提案するものである。可視化も考慮されており実用できるものだが、その辺の制約もあって、標準からはみ出す部分が生じるが、対応の方策も提案されている。標準フォーマットの使用に強い意志があれば使いこなせるが、相応の準備が必要と思われ、気軽にという訳にはいかないであろう。
- ③ 標準フォーマットが設定できても、民間文書は一般的に社内フォーマットで作成されていると思われるので、標準へのフォーマット自動変換をするには相応のシステムが必要となる。

(2) 誰がイニシアティブをとるかの課題

- ① 原産地証明のような公的文書は発行者もそれを必要とするのも公的機関となるので、文書の内容や取扱いについて官側が熟知しており、標準フォーマット作成のイニシアティブがとれるが、民間文書については民間に任せるしかない。

一方民間では多くの関係者を取りまとめるプロモーターが見つかり難い。

(3) ビジネス上の課題

- ① 貿易取引は往々にして、決まった範囲の商品を決まった範囲の相手先と反復取引することが多いが、その場合敢えて如何なる商品にも使えるような標準フォーマットを使用する必要がないとの判断で、インボイス等の民間文書は従来通り個別のフォーマットを使用し、原産地証明などの公的文書だけがシングル ウィンドウ経由にされる可能性がある。
- ② 世界各地にあるサプライチェーンではグループのリーダーとなる企業が、グループ内だけに有効なフォーマットをグループ内企業に支給し、その運用についてもグループの内規に従うような仕組みを作っている場合がある。この場合グループ外、あるいは競合するグループにも共有される標準フォーマットに切り替えようとの判断は簡単には下されないであろう。固有のフォーマットやルールがグループメンバーの ID の要素を持つ場合もあるかもしれない。
- ③ マクロ的には民間文書のフォーマットが標準化され、システムで一括処理できるようになれば、そのために相応の費用が発生しても、貿易が円滑化されることにより全体としての経費や労働力の削減が実現できる。しかし貿易業務は一社内で全て完結させているわけではなく、多くの産業との分業で成り立っており、メリットを享受する部分と費用を負担する部分が違う場合、費用あるいはメリットの相互移動が必要になろう。状況を進展させるためには公的な支援が必要となる場面もありえよう。
- ④ 特にインボイスなど民間文書ではビジネス上の機密情報が含まれる。これに汎用性の高い標準フォーマットを適用する時は、機密性を担保する仕組みとのセットが必要となろう。

(4) 法制面での課題

- ① 電子文書を使用した貿易に限らず商取引における売手と買手は同じルールに則ることが前提で、これが違くと当事者の権利と義務が守られなくなるリスクが生じる。特に電子文書を介した取引の場合は歴史が浅いので不慣れによるトラブルを回避するあらゆる手立てを講じる必要がある。例えば域内でのルールに基づいて電子文書による取引をする時、域内の共通ルールが取引当事国の国内ルールに従うといった位置では、安心した取引に支障が生じる。
- ② 国によっては電子文書と書面文書と同等と認める法律が未整備となっており、この是正が先ず必要となる。特に船荷証券(B/L)などの有価証券については書面であることが有効性の要件になっているケースが多々ある。各国で政府に然るべく働きかけをして環境整備をする必要がある。

経済安全保障における原産地規則の役割 ～ 各論：米国の原産国決定事例 と 総括 ～

主席研究員 今川 博

本年度連載の最終回となる今回は、通商法第 301 条適用の可否を問う電気自動車事案を米国税関の事前教示事例検索サイト「CROSS」(<https://rulings.cbp.gov/home>) から数例を取り出してガソリンエンジン車事例とも比較しつつ検証します（事例の翻訳は筆者による仮訳）。また、本連載の締括りとして米国の経済制裁措置を回避するための原産地規則の活用方法についても総括します。

また、今回の事例検証を通じて輸出入業務に従事する方々への警鐘となる事実も指摘しておきます。事前教示制度は輸入国税関における関税分類・原産地などの判断を事前に行うことができる簡便かつ信頼度の高い行政サービスですが、一般公開が原則となっているので、場合によっては企業秘密の漏洩につながりかねません。今回取り上げる事案は、米国税関が申請企業名、製品名を含めて全面公開する原則への例外として、秘密情報の保護を目的とした情報秘匿（教示文書では[X]で表記される）がどの程度まで及ぶかについての例証となります。特に公開度の高い米国税関に事前教示を行う日系企業の参考となれば幸いです。

事例 12：中国で生産されたボディシェル及びバッテリー・電気駆動ユニットなどの部品を、サブアッセンブリーへの組立て、ボディシェルへの取付けなどを行わず、個々に A 国に輸出し、A 国でサブアッセンブリーへの組立て、A 国製部品とともにボディシェルへの取付けを行った場合、電気自動車（部品の国別価額構成比で中国が全体の 75%）の原産国は A 国となるか。

【教示要旨】 自国で部品生産と最終組立を行った電気自動車は、基本的に実質的変更を構成する。ただし、サブアッセンブリーに組み立てられた主要部品をロックダウン方式で一括して輸入し、組み立てた場合はこの限りではない。

事例 12：HQ H330647 事案（参照番号等：2023 年 10 月 5 日、OT:RR:CTF:VS H330647 AP）

生産工程： 電気自動車の完成車（米国関税率表第 87.03 項）は、A 国で最終組立を行った後、米国に輸入される。中国では、電気駆動ユニット、バッテリーパックの構成部品及びボディシェルが製造される。そのうち、ボディシェルは、ボディサイド、ドア、リアシェルフ、ボンネットとテールゲート、A パネル、C パネル（フロントとリアのウィング）、ルーフが組み立てられた後、塗装される。しかしながら、塗装済ボディには、サブアッセンブリーやパワートレインが装着されない。バッテリー、電気駆動ユニットその他部品は、A 国でサブアッセンブリーとして組み立てられ、その後さらに完成車へと組み立てられるように、個々に A 国に輸出される（相互の接続、ボディシェルへの取付けはない）。バンパー、ホイールとタイヤ、座席、12V バッテリー、車両のガラスの一部、燃料などは A 国で調達される。パワートレインの組立てを含む完成車への組立ては、A 国の輸入者の施設で完遂される。A

国での製造工程には、[X]（60 台以上）のワークステーションが必要であり、その詳細には以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。

- 塗装されたボディからのドアの取外し・つや出し、ドアへの下塗り（primary seal）と外部ドアフィニッシャーの組立て、ラッチとミラーの組立て、ドアガラスの取付け、ドアハーネスの配線とモジュールの取付け、スピーカー及びドア閉めフィニッシャーの組立て
- リトラクター及びテールゲート・ウェザーストリップの組立て、テールゲートハーネスのメインハーネスへの接続、インスツルメントパネルの取付け、アンチロックブレーキシステム（ABS）・サブアッセンプリーの組立て
- センターコンソール・サブアッセンプリーの組立て、アンダーボディ・アッセンプリー（ブレーキシステムなど）の組立て
- ヘッドランプの取付け、液体の充填、座席列の装着、ハンドルの装着、12V バッテリーの取付け、ドアの取付け、フロントガラス洗浄液の充填
- リアナックル・サブアッセンプリーの組立て、ダンパー・アッセンプリーの組立て、リア電動ドライブユニットの組立て、リアサスペンション・アッセンプリーの組立て、メインハーネスの製造及びカップリング
- モーターのフロントサブフレームへの落とし込み、フロントカマー・アッセンプリーの取付け及びサスペンションシステム部品の固定
- ボディの上部と下部の連結、後部車軸の組立て及びカップリング、車両構成（vehicle configuration）、測定及び検査。

使用された部材価額の国別比率は、中国が 75%（最重要部材である電気バッテリーを含む）、A 国が 15%、その他の国が 10%である。

事前教示申請者（[X]で表記）は上記製造工程について秘密扱いを要求したが、これらの情報は A 国での最終組立作業の内容を理解し、完成車の原産国を決定するために不可欠と認められるため、連邦規則集第 19 編第 177.2 条(b)(7)に基づく秘密保護の範囲外と判断する。

（参考） 連邦規則集第 19 編第 177.2 条 b (7)：特権情報又は秘密情報。

企業秘密、私人の商取引に関する特権又は秘密とされる商業上又は財務上の情報であって、開示されることにより、申請を行う者（又は他の利害関係者）の競争上の地位を著しく害すると主張される情報は、明確に特定されなければならない。場合によっては、当該情報の開示が申請を行う者（又は他の利害関係者）の競争上の地位を害する理由を含め、当該情報が開示されるべきではない理由を示さなければならない。

実質的変更判断： 米国関税率表 8703.21.01～8703.90.01 に分類される物品（電気自動車を含む）は、同関税率表米国注釈 20(b)に列挙されている第 301 条措置の対象品目に含まれる。第 301 条に基づく貿易救済措置を適用する目的で原産国を決定する場合、実質的変更分析が適用される。実質的変更が生じるかどうかを決定するためのテストは、加工前に物品が有していたものとは異なる、新たな名称、特性又は用途を有する物品が当該加工から出現するかどうかである（テキサス・インスツルメンツ判決参照）。実質的変更の判断は、証拠の総合的な考察に基づいて行われる（ナショナル・ハンドツール判決参照）。

部品又は材料の取付けが実質的変更を構成するかどうかを決定する際、決定的に重要な点は、実施された作業の程度と、部品がその同一性を失い、新たな物品の不可欠な一部となるかどうかである（ベルクレスト・リネン判決参照）。複雑な又は意味のある組立作業とは異なる、最小又は単純な組立作業は、一般的に実質的変更とは認めない。この判断要素には、作業の性質（組立部品の数を含む）、関与する異なる作業の数及び組立作業への相当な期間、熟練、詳細、品質管理の必要性が含まれる。製造工程又は結合工程が軽微で、物品の同一性が損なわれない場合、実質的変更は生じない（靴底に取り付けられる輸入された靴の甲は「完成した靴の本質（essence）」として実質的変更を否認したユニロイヤル判決参照）。さらに、エナジャイザー判決で指摘された諸点（本誌 2023 年 9 月号参照）を引用している。

中国から個々に輸入されたボディシェル、バッテリーパックの構成部品、電気駆動装置は、それ自体では電気自動車として作動することはできず、A 国で、非中国製の ABS サブアッセンブリー、センターコンソール・サブアッセンブリー及びアンダーボディ・アッセンブリー、リアナックル・サブアッセンブリー、リア及びフロントダンパー・サブアッセンブリーなどの他の必要な部材及びアッセンブリーと共に組み立てる必要がある。また、パワートレイン及びサブアッセンブリーのないボディシェルは、独立して電気自動車として機能することはできない。「名称、特性及び用途テスト」を本件電気自動車に適用すると、60 以上のワークステーションを伴う A 国での組立作業の結果、ボディシェル及び個々の部品から乗用車への名称変更が認められる。さらに、特性及び用途の変更も認められる。中国製の金属製ボディシェル、バッテリーパックの構成部品、電気駆動装置は、バルク状態で出荷された構成部品としての個々の機能と部品としての識別性（identity）を失い、新たな特性及び用途を持つ乗用車と不可分一体となる。要約すると、A 国で行われたボディシェル及び他の構成部品の組立ては、新たな名称、特性及び用途を有する物品をもたらす実質的変更を構成する。

本事案との比較において、過去に発出した事前教示（**HQ H302821 事案**:2021 年 7 月 26 日）では、中国で生産された主要なサブアッセンブリーがスウェーデンで「ノックダウン作業」の一環として完成車両に組み立てられたボルボ車（ガソリンエンジン車）に対して実質的変更を認めなかったが、本事案では、金属製ボディシェル、バッテリー、電気駆動装置などがサブアッセンブリーを生産するために中国から A 国に個別に出荷され、A 国で完成車両が組み立てられる。すなわち、HQ H302821 事案では複雑な組立てが中国で行われたが、本事案では A 国でサブアッセンブリーが製造され、かつ、最終組立が行われる。さらに、HQ H302821 事案の中国で組み立てられたサブアッセンブリーは、事前に最終用途が決定されており、スウェーデンでの組立工程中に特性及び用途に変更がなかったが、本事例では、金属製のボディシェル、バッテリー、電気駆動装置のような輸入された部品は、個々の部品としての識別性（identity）を失い、新たな名称、特性及び用途を有する新たな物品と不可分一体となる。したがって、本件電気乗用車の原産国は A 国であり、通商法第 301 条措置は適用されない。

【電気自動車に係る関連事例】

HQ H022169 事案（2008 年 5 月 2 日）： インドから輸入された電動ミニトラック用グライダー（glider：フレーム、完成したキャビン、車軸及び車輪が一体となったもの）は、米国で電動ミニトラックを製造するために約 87 点の異なる部品（そのうち 68 点は米国原産）を使用して組み立てられた時

点で実質的変更が生じたと判断された。当該グライダーには、エンジン、トランスミッション、ドライブシャフト、燃料システム、後車軸差動装置、モーター、バッテリーパック、差動装置 (differential)、電気自動車の制御に必要な電子機器などの重要部品が含まれない。輸入されたグライダーは個々の部品としての識別性を失い、新たな名称、特性及び用途を有する新たな物品と不可分一体となった。したがって、本件電動ミニトラックの米国政府調達のために係る原産国は米国とした。

HQ H118435 事案 (2010年10月13日)：電動ゴルフ及びレクリエーション車のシャシ、プラスチック製車体部品、様々なプラスチック製トリムの雑多な部品が中国から米国に輸入され、米国原産のバッテリーパック、モーター、電子機器、配線アッセンブリー、シート、充電器と共に組み立てられる。車両は約53～62の部品で構成され、そのうち12～17部品が米国製。輸入された部品はどれも単独では電気自動車として機能せず、他の必要な米国製部品と組み合わせられる必要がある。さらに、米国での製造工程の複雑さ及び期間を考慮すると、その作業は単なる組立てを超える。電気自動車を製造する上で重要な部品であるバッテリーパック、モーター、電子機器、配線アッセンブリー、充電器は米国製であり、本件電動ゴルフ及びレクリエーション車は米国において実質的な変更が行われたと判断。本件電動ゴルフ及びレクリエーション車の米国政府調達の目的に係る原産国は米国とした。

HRL H133455 事案 (2010年12月9日)：HQ H118435 事案と同様の結論。本事案では、シャシ及び様々な部品が中国から輸入され、米国原産のバッテリーパック、モーター、電子機器、配線アッセンブリー、シート、充電器と組み合わせ。輸入部品と米国製部品の比率は異なるが、組立工程は同じ。

HQ H155115 事案 (2011年5月24日)：輸入されたグライダーとその他の輸入部品及び米国原産の部品を米国内で組み立てることは、新たな名称、特性及び用途を有する新たな物品である電気自動車への実質的変更を構成する。米国税関は自動車の製造を単純な組立作業を超えるものと考えている。ここでの組立工程は複雑で時間がかかり、部品及び労働力の両方において、米国からの多大な貢献がある。例えば、米国原産のバッテリーパック、モーターコントローラー及びワイヤーハーネスは、電気自動車の作動に不可欠な部品である。さらに、H022169 事案、H118435 事案、H133455 事案でも言及されたとおり、米国製部品及び輸入部品の組立ては、車両が機能するために必要であり、電気自動車の組立ては実質的な変更をもたらす。電気自動車は31点の部品で構成され、そのうち14点は米国原産。本件電気自動車の米国政府調達の目的に係る原産国は米国とした。

【ガソリンエンジン車の組立てにおける実質的変更判断】

N318685 事案 (2021年4月23日)：中国製のコンポーネントをメキシコでオフロード車に組み立てた場合の第301条適用上の原産国の教示を求めた事案。申請者からの秘密情報保護の要請で、組立工程の詳細には触れられていないが、以下の工程を含む。① フレーム、エンジン、前後輪の車軸の組立て、② リアサスペンション・アッセンブリーの組立て (左右のロッカーアーム・サブアッセンブリー、リアスタビライザー、ショックアブソーバー及びブレーキキャリパーへのブラケットの取付けを含む)、③ 車体のメインケーブルと中間的機能部品の組立て (ラジエーターと冷却システム、燃料タンク、電圧レギュレーター、ハンドルとシステム関連部品、無段変速機 (CVT) 及びエアフィルターを含む)、④ シートベルト、トップキャブ・アッセンブリー、ダッシュボード、アッパーパネル、ヘッドライト・

サブアッセンブリーの取付け、⑤ 完成車のメインフレームとして使用するために必要な溶接、仕上げ、塗装、その他の工程を経た 163 個の部品からなるサブアッセンブリーである車両フレームの製造。

実質的変更判断においては、上述の「実施された作業の程度と、部品がその同一性を失い、新たな物品の不可欠な一部となるかどうか」、「少なくとも当該国で製造された材料が物品の生産に使用される」ことを重視するベルクレスト・リネン判決、実質的変更の原則を定義するギブソン・トムセン判決、「製造工程又は結合工程が軽微で、物品の同一性が損なわれない場合、実質的変更は生じない」とするユニロイヤル判決、HQ H022169 事案（電動ミニトラック）における判断理由を引用した上で、本件オフロード車のメキシコにおける組立てが実質的変更を構成するのに十分複雑であり、新たな名称、特性及び用途を有する物品をもたらしたことから、原産国をメキシコと認め、第 301 条の適用を否認。

N320280 事案（2021 年 7 月 22 日）：コンポーネンツ（すべて中国製）をタイでオフロード車に組み立てた場合の第 301 条適用上の原産国の教示を求めた事案。本件オフロード車は、1,375 の部品で構成され、組立工程で 22 のメイン、14 のサブ、3 の検査ステーションを通過する。所要時間は、全工程で 94 人の作業員が 1 台当たり平均 4 時間 17 分。これらの組立工程には以下を含む。① エンジン及び前後の車軸の組立て、② リアサスペンションの組立て（左右のロッカーアーム・サブアッセンブリー、リアスタビライザー、ショックアブソーバー及びブレーキキャリパーのブラケットへの取付けを含む）、③ 車体のメインケーブルおよび中間的機能部品の組立て（ラジエーターと冷却システム、燃料タンク、電圧レギュレーター、ハンドルとシステム関連部品、無段変速機（CVT）及びエアフィルターを含む）、④ ダッシュボード、アッパーパネル及びヘッドライト・サブアッセンブリーの取付け、⑤ 溶接及び電気泳動塗装を含む車両フレームの製造（独自のサブアッセンブリーで、中国で作業され、個々の部品としてタイに輸出）。

実質的変更判断においては、上記事案と同様、ベルクレスト・リネン判決、ギブソン・トムセン判決、実質的変更の判断は証拠の総合的な考察に基づいて行われるとのナショナル・ハンドツール判決、ユニロイヤル判決、HQ H022169 事案などを引用し、本件オフロード車のタイにおける組立てが実質的変更を構成するのに十分複雑であり、新たな名称、特性及び用途を有する物品が生じたことから、原産国をタイと認め、第 301 条の適用を否認。

電気自動車の組立てにおける実質的変更判断の傾向

上述の米国税関事前教示事案を分析すると、次のような自動車製造に係る実質的変更判断の傾向が窺える。

- 電気自動車の組立ては単純な組立作業を超える。「単純」であるかの判断は、作業の性質（組立部品の数を含む）、関与する異なる作業の数及び組立作業への相当な期間、熟練、詳細、品質管理の必要性が含まれる（自動車の共通認識）。ただし、ガソリンエンジン車の事例であるが、主要部材のサブアッセンブリーが一か国で予め組み立てられ、輸出先で完全ノックダウンによる組立てが行われた場合は実質的変更とは認めない（HQ H302821 事案）。一方、ガソリンエンジン車の事例で、中国からすべての部品をタイに輸出し、タイでサブアッセンブリーの組立てから最終製品の組立てまでを行なった場合に実質的変更を認めた（N320280 事案）。
- 実施された作業の程度、部品がその同一性を失い、新たな物品の不可欠な一部となるかどうか重要な視点（ベルクレスト・リネン判決）。ボディシェル又はグライダーを他国から輸入したとし

ても、これらの部材が独立して電気自動車として機能することはできない。その後の加工・組立工程によって、これらの部材は電気自動車へと実質的に変更される（自動車の共通認識）。

- 主要部材であるバッテリー、電気駆動装置、ボディシェルなどが一か国（中国）で製造されたとしても、当該国（中国）でボディシェルに取り付けられず、バルク状態で個々に部品が最終組立国に輸送され、サブアッセンブリーの組立てから完成車の組立てまでを行う場合、最終組立国が原産国となりうる（HQ H330647 事案）。

米国税関への事前教示申請における注意

上述のとおり、事前教示のウェブサイトでの一般公開において連邦規則集第 19 編第 177.2 条 b (7) で秘密情報が保護されますが、事前教示の公開に際して申請者名を含む固有名詞の秘匿は認められても、通商法第 301 条適用の基本要件である中国製部品の使用、中国での作業工程、最終組立国での組立作業については秘匿が認められないようです。また、事前教示申請を撤回しても提出した内容は米国税関の審査担当職員間で共有されるので、米国税関を試す形での申請は逆に予断を与えてしまう場合もあるので留意すべきです。

（参考） 連邦規則集第 19 編第 177.6 条：事前教示申請の撤回

事前教示申請は、教示書の発出又は当該申請に対するその他の最終決定の前であれば、いつでも申請者が取り下げることができる。申請に関連して提出されたすべての通信、書類及び証拠書類は、税関のファイルに保管され、返却されない。さらに、米国税関は、当該教示申請に関連する取引を管轄する又は管轄する可能性のある税関支署に対して、当該取引又は当該取引に関連する問題についての見解及び税関ファイル内の資料から得られた適切な情報を転送することができる。

まとめ：米国の経済制裁措置を回避するための原産地規則の活用方法

米国税関は、1974 年通商法第 201 条（セーフガード措置）、同法第 301 条（外国の不公正貿易政策に対する制裁措置）及び 1962 年通商拡大法第 232 条（国家安全保障に基づく追加関税措置）に基づく貿易救済措置の適用に当たっては、生産・加工国での材料から製品への実質的変更の有無に基づいて原産国を決定しています。さらに、原則として輸入される物品に原産国表示を義務付ける米国との貿易において、原産国表示のために適用される非特惠原産地規則にも、制定法が適用される繊維・繊維製品を除いて、概念としての実質的変更が適用されます。同じ製品の取引を継続的に行う輸出者、米国の輸入者にとって、実質的変更は、ある程度馴染みのある規則であるといえます。しかしながら、新たな商品を輸出しようとする場合には、概念的な実質的変更の判断は容易ではなく、追徴課税のない確実な輸入通関を欲するならば米国税関に事前教示を申請するほかに手段はありません。しかも、事情を複雑にしているのは、NAFTA 協定の後継貿易協定である米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA 協定）を活用してメキシコ又はカナダから物品を輸入する場合の原産国表示は、実質的変更とは異なる NAFTA マーキング・ルールが適用されます。したがって、USMCA 協定を活用するためには、① USMCA 協定原産地規則（物品の特惠原産性要件）を満たし、② NAFTA マーキング・ルール（物品の原産国表示決定）でメキシコ又はカナダを USMCA 協定上の原産国とし、③ 一般非特惠原産地規則（第 301 条などの貿易救済措置の適用の有無を判断する実質的変更ルール）で中国以外の国を原産国とする生産が行

われることが必要です。すなわち、米国輸入時に3つの原産地規則が同時に適用され、それぞれの要件を満たすことが求められます。

したがって、部材供給の過半を中国に依存している企業にとって、米国での25%もの追加関税又はウイグル強制労働防止法による輸入禁止を避けるための方策として、サプライチェーンを全面的に見直し、中国の生産拠点の一部をアセアン諸国又は USMCA 協定の活用を意図したメキシコ・カナダなどの第三国に移転させ、単なる迂回ではない最終製造工程を伴った「第三国原産品」の米国への輸出を模索することは、ごく自然な、**原産地規則を活用した節税 (Origin Engineering)** ともいべき動きであると考えます。このような観点から、上記貿易救済措置の適用に際して決定される原産国に焦点を当て、米国判例及び米国税関の事前教示事例から実質的変更の判断根拠と傾向について分析を行ってきました。すなわち、第三国において加工工程のどの段階から生産を開始すれば実質的変更と認められて当該第三国が原産国と認定されるのか、どのような場合に当該第三国での生産が不十分で原産国が材料輸出国のまま維持されるのかについて、エナジャイザー判決で例示された9パターンをはじめ、重要判断基準として、ベルクレスト・リネン判決における「実施された作業の程度と、部品がその同一性を失い、新たな物品の不可欠な一部となるかどうか」、「少なくとも当該国で製造された材料が物品の生産に使用される」こと、ナショナル・ハンドツール判決における「実質的変更の判断は、証拠の総合的な考察に基づいて行われる」こと、ユニロイヤル判決における「製造工程又は結合工程が軽微で、物品の同一性が損なわれない場合、実質的変更は生じない」ことなどを、それぞれの事案において紹介してきました。

【原産地規則への保護主義的要件の混入と今後の動き】

上述の実質的変更の概念に基づく非特惠原産地規則は、米国において100年以上の年月をかけて積み上げられた先例があり、事前教示内容が全面的に公開されていることから制度的な透明性は確保されているとはいえ、関税分類変更基準などに比較して適用結果の予見可能性に劣ります。WTO 原産地規則協定が調和規則として関税分類変更をベースとした世界基準の策定を命じた背景には米国自身による反省も含まれています。また、同協定は、非特惠原産地規則が「関連する通商政策の措置又は手段のいかなるかを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと」(第2条(b))、「国際貿易を制限し、歪め又は混乱させるような結果をもたらさないこと。原産国を決定するための前提として、原産地規則が不当に厳格な要件を課するものでないこと及び製造又は加工に関連のない一定の条件を満たすことを要求するものでないこと」(第2条(c))を規定しています。

残念なことに、特惠原産地規則に関しては同協定附属書2の共同宣言において、同趣旨の規定がありません。したがって、特惠原産地規則であれば政策追求の手段として使用されても、製造・加工に関連のない要件を設けたとしても、直接的に原産地規則協定に違背することにはなりません。特惠原産地規則に保護貿易主義的要件を導入した例として、2020年7月1日に発効した USMCA 協定が挙げられます。USMCA 協定において自動車に適用される原産地規則は、2024年3月現在で域内付加価値要件が乗用車で75%と TPP の55% (控除方式)、45% (純費用方式) に比較すると格段の差で厳格化されていることに加え、エンジン、トランスミッションなどの最重要部品は75%付加価値を満たす原産品縛りがかかります。これらの要件は既存のルール of 厳格化に留まりますが、賃金条項 (完成車・

部材の生産に係る労務費が時給 16 ドル以上かつ完成車の純費用の 40%以上) は、メキシコでの低賃金生産に楔を打ち込み、米国の自動車部品製造者の競争力・雇用維持を図ったといえます。

第 301 条事案は、輸入者が物品の生産者と協力しながら生産工程に係る立証を行い、特惠税率 (USMCA 協定税率) での輸入申告に進みますが、ウイグル強制労働防止法で米国税関によって疑いがあるとして特定された物品は、「反証可能な推定 (rebuttable presumption)」の法理が適用され、① 中国の新疆ウイグル自治区で採掘、生産、製造された全ての物品又は ② 同法の制裁対象企業リスト (Entity List) で米国政府によって特定された事業者による物品の全部又は一部を強制労働で作られたとの推定されます。推定を覆すための税関への情報提供において輸入者は米国税関が審査する当該物品に関するすべての情報提供要求に応じ、産品、製品又は商品がその全部又は一部について強制労働によって採掘、生産、製造されていないことを明白かつ説得力のある証拠によって証明しなければなりません。これらは、特定の制裁措置を適用するための非特惠原産地規則の特別法を兼ねた制裁実施法として機能しており、原産地規則協定の理想からは遠く離れてしまっています。

視点を変えて、ウイグル強制労働防止法上の推定と EPA 特惠原産地規則における証明実務負担を比較してみると、後者の場合、適用される協定上の規則に明確な定めがない限り「非原産材料」としてどの国の材料を使用してもかまいません。生産工程における最小限のトレーシングは求められますが、あくまでもモノに限定したトレースであって、モノの関税分類番号、価額に係る情報が入手できれば原産性の立証は可能です。一方、ウイグル強制労働防止法上の推定では、物品の生産工程において中国が寡占状態にある粗原料、材料を使用せざるを得ない商品分野で経済活動を営むメーカー、商社、ロジスティクス関係者にとって、生産工程の上流から下流まで、生産・物流に関与した企業者全員の協力を得ることは簡単ではない上に、トラブルを避けるために代替素材を入手しようとしても引合いが集中して入手困難となることも考えられることから、極めて大きな負担を負わせるものといえます。

ウクライナ情勢の悪化による東西陣営の対立が今後更に際立ってくるならば、制裁対象品目の部分的拡大から最悪の事態として制裁対象国物品の全面的禁輸までを想定し、準備しておく必要に迫られるかもしれません。サプライチェーンの強靱化の観点からの中国回避を進めながらも、米国の大統領選挙の結果次第では異なる局面に遭遇することも考えられます。場合によっては陣営対立どころか、米国の一層の孤立化による陣営内での対米輸出に追加要件が課される方向に進むかもしれません。いずれにせよ、「デュー・ディリジェンス」が今日の商行為における社会正義の実践という概念から、特定陣営又は米国への忠誠度の立証手段となっていくであろうことが予想され、もはや「原産地規則を活用した節税」を考慮する段階は過ぎ去り、企業の存続をかけた生産拠点・サプライチェーンの選択を準備する段階に入っているのかもしれません。

国連 CEFACT からのお知らせ

27 February 2024:

We are pleased to inform you that the UN/EDIFACT directories are now back online and fully operational! After a brief interruption due to technical issues, we have resolved the matter and restored access to the directories. You can access the directories via the following link: [UN/EDIFACT Directories](#).

UN/EDIFACT ディレクトリがオンラインに復帰し、完全に運用できるようになったことをお知らせします！技術的な問題により一時的に中断しておりましたが、問題を解決してディレクトリへのアクセスを回復しました。以下のリンクからディレクトリにアクセスできます。

<https://service.unece.org/trade/untdid/d23a/tred/tred1001.htm>

編集後記

今月号の国連CEFACTニュース紹介の記事では、各国貿易円滑化機関（NTFB）のことを採り上げました。そこでは、貿易円滑化を進めるためには政府や民間の間のオープンな対話、つまりコミュニケーションが重要であることに触れています。コミュニケーションと言えば、前職のテレビ局でたくさん経験した局内外を問わない交渉の仕事の思い出します。自部署にとって良い結果を得るため、上司との作戦会議から始まり、言っではいけないことを頭に叩き込み、説得力のある話術、本番前の脳内シミュレーションなど、たくさんの準備をしてきました。そして一番印象的なのは「他人を説得するにはまず自分を説得すること」という先輩の一言。そんな戦場のような日々のおかげで、友人に職場の悩みを相談された時にアドバイスをしたら、「あなた恐ろしい」との評価をもらったこともあります（笑）。

良好なコミュニケーションというものが重要でありながらは時に容易ではないことを良く理解したうえで、貿易円滑化においてもその重要性和困難さは同じだと感じます。立場によって望むベストが違い、組織全体を代表して慎重に議論する必要もあります。他にも、本号のシングルウィンドウに関する記事で言及されたような商業上の守秘義務もあり、そして信頼の度合いによって変わる要素もあります。NTFBを担う組織の一員としては、こういった困難を克服するために関係者が安心して意見を交わす場所を用意することで関係者間の協力を進めることを目指していきたいと思います。時間がかかるかもしれませんが、その効果は大きなものになると信じています。（S）

—知的財産権について—

本誌の全てのテキスト、イメージ、データ、情報及びその他の著作物（以下、これら全てをコンテンツといいます）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指します。以下、知的財産権といいます）は、JASTPROあるいは表示された所有者の財産であり、知的財産権に関する法律等により保護されています。

—引用について—

関連する法律に従って、本誌が意図した目的の範囲内に限り、本調査研究報告書のコンテンツを引用できます。ただし、引用の際、以下の要件をお守りいただくようお願いいたします。

1. 出典を明記すること
2. 引用部分とオリジナル部分を明確に区別すること
3. 原文通りに引用すること

引用後、下記メール宛にて当協会へご連絡頂ければ幸いです。
soumu-kikaku@jastpro.or.jp

本誌に掲載の各論文は、執筆者の個人的見解であり、当協会の見解を必ずしも代表するものではありません。



JASTPRO 第49巻 第12号 通巻第538号

2024年3月30日発行23-12

[発行所] 一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
キューアス八丁堀第二ビル4階

[編集人] 秋田潤

禁無断転載